⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格が設定された場合において、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、予決令第86条の調査を行うものとする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SATO Katsuhide, Director-General of Tohoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

Ⅰ　Telemeter System (Akita) 1 Set

Ⅱ　Telemeter System (Sagaedamu) 1 Set

⑷　Delivery period :

Ⅰ　10 December, 2021

Ⅱ　30 Novemver, 2021

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　Have Grade A or B on “manufacturing of products” or “selling of products” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

④　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑤　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑥　Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other antisocial bodies

⑦　Have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned

⑧　Have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and parts supply for the products concerned

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : Ⅰ・Ⅱ 16 : 00　19 August, 2020

⑻　Time-limit for tender : Ⅰ・Ⅱ 16 : 00　17 September, 2020

⑼　Contact point for the notice : SATO Masako, Purchase 1st Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1, Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2537

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年７月17日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　佐藤　克英

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　調達件名及び数量　多重無線装置製造据付（新庄外）一式（電子調達システム対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　納入期限　令和３年10月29日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、

①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。

②　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として当該入札の執行において入札執行回数は、２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用

①　本件は、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

②　電子調達システムにより参加を希望する者は、予め当該入札において使用するＩＣカードを限定し、そのシリアル番号等を支出負担行為担当官に登録させるため、確認書を提出すること。

⑻　業務実施形態　本件は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象業務である。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」のうちＡ又はＢ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　入札説明書及び仕様書等を３⑴①から直接ダウンロードにより交付を受けた者、３⑴②から直接交付を受けた者、又は、３⑴②に送付の希望を申し出、交付を受けた者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑼　当該製造物品又はこれと同等の類似品に係る製造、納入、工事のうち何れかの実績があることを証明した者であること。

⑽　当該製造物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

⑾　当該製造物品に関し、発注者の求める機能・性能を満足している者であること。